

判例紹介(営業補償 Part-2)

今年度の研究テーマに“判例の研究とデータベース化”があります。これまで少しずつ収集してきた事業損失に関連する判例についてご紹介します。今回も、事業損失として扱うべきか否か？時々問題になるテーマである“営業補償”についてご紹介します。

【営業補償に関する代表的な判例-2】

都営地下鉄 10 号線建設工事に伴う営業損害等責任裁定申請事件

昭和 51 年 11 月 29 日 公害等調整委員会※裁定

原告:地元住民2名

被告:東京都(発注者) (株)〇〇組(請負者)

(概要)

都内の幹線道路の沿道に居住してすし屋を営む者が、同道路に沿って施工された都営地下鉄10号線建設工事に伴う騒音、振動や地盤沈下により建物に被害が生じ、被った営業損害と精神的損害に対して賠償を求めた。

(主文)

減額認容

(理由)

本件工事の有益性、申請人らに及ぼす利益、本件場所の地域性、被害防止のために被申請人らが講じた措置の内容等にかんがみて、本件工事のうち準備的工事が行われた期間(第1期)に受けた被害(工事の騒音、振動による売上減に伴う営業損害と多少の不快な生活を余儀なくされた精神的損害)については受忍すべきであるが、本工事が開始された第2期以降に受けた被害(工事の騒音、振動によるほかに地盤沈下に伴う家屋の傾斜により生じた前期より相当程度著しい営業損害と深夜の安眠妨害等を含む精神的損害)については受忍限度を超えるとして、営業損害については受忍限度超過分の損害額を各期における全損害額から第1期と同様の割合による損害額を控除して算出し、慰謝料とあわせてその賠償を命じたものであり、また、右賠償については注文者である東京都に対し、事前の専門調査の結果、本件被害の発生を容易に予見しえたのに、本件工事を発注し被害防止のための指図をしなかったとして民法 716 条の注文者責任を認めた。

(特色)

受忍限度の判断基準として、工事の有益性、申請人らに及ぼす利益、場所の地域性、被害防止のために講じた措置の内容があげられている。

※総務省の外局の一つで、公害等調整委員会設置法に基づき、1972年に土地調整委員会と中央公害審査委員会が統合する形で設置された行政委員会である

【まとめ】

今回は営業補償について、請求を棄却した判例と営業補償を認めない理由について紹介しましたが、今回は逆に認容した事例を紹介しました。また、本件は注文者である起業者にも責任を認めている点は注目されます。

この事例は公害等調整委員会の裁定ですが、訴訟案件でも裁判所が原告側の主張に沿った和解を勧める事案が多く、認容する明らかな判例を認められないものの、その程度が受忍範囲を超えるような場合には、「反射的利益であり明確な権利が認められていない」と言う主張だけでは難しいようです。損害の内容や程度と対策などの防止措置との関係において個別に検討する必要があると思われます。